

# 外国免許を日本免許に切り替える手続きをされるかた

## 1 切替条件

- 埼玉県内に住んでいる（住民票が取得できる）こと
- 有効な外国の免許証を所持していること
- 外国の免許証を取得してから、その国に通算して3か月以上滞在していたこと

## 2 切替手続き手順

### 1. 事前審査

- ・切替手続きには事前審査が必要です
- ・必要書類等を持参願います

- [①事前審査について](#)
- [②必要証明書類\(国別\)一覧](#)

### 2. 申請受付 (書類審査)

- ・事前審査が終了していない方の申請受付はできません
- ・「知識確認」は予約制
- ・知識確認が必要な方は事前審査終了時に予約願います

- [③申請受付・知識確認](#)

### 3. 適性試験 \*知識確認 \*技能確認

- ・適性（視力等）試験
  - ・知識確認
  - ・技能確認
- ※予約制（必要な方のみ）

- [④知識確認等免除国](#)

### 4. 免許交付

- ・運転免許証交付